

平成26年第2回太子町議会臨時会（第449回町議会）会議録

平成26年5月9日
午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 経済建設常任委員会の所管事務調査報告
- 7 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 8 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第7号))
- 9 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号))
- 10 請願第6号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める請願
(経済建設常任委員会委員長報告)
- 11 常任委員会委員の選任
- 12 議会運営委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 経済建設常任委員会の所管事務調査報告
- 7 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 8 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第7号))
- 9 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号))
- 10 請願第6号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める請願
(経済建設常任委員会委員長報告)
- 追加日程第1 意見書案第1号 持続的成長につながる安心して働くことのできる労働法制の整備を求める意見書の提出について
- 追加日程第2 副議長辞職の件
- 追加日程第3 副議長の選挙
- 追加日程第4 議席の変更
- 追加日程第5 同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 11 常任委員会委員の選任
- 12 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第6 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙

追加日程第7 揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙

追加日程第8 西はりま消防組合議会議員の選挙

追加日程第9 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	中 藪 清 志	2番	堀 卓 史
3番	藤 澤 元之介	4番	首 藤 佳 隆
5番	福 井 輝 昭	6番	森 田 眞 一
7番	平 田 孝 義	8番	吉 田 日出夫
9番	井 川 芳 昭	10番	清 原 良 典
11番	中 島 貞 次	12番	服 部 千 秋
13番	井 村 淳 子	14番	佐 野 芳 彦
15番	中 井 政 喜	16番	橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	岡 田 俊 彦	書 記	北 陽 一 郎
書 記	八 木 智 晴		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	堀 恭 一
生活福祉部長	井 手 俊 郎	経 済 建 設 部 長	堂 本 正 広
教 育 次 長	宗 野 祐 幸	財 政 課 長	森 川 勝

議長挨拶

○議長（橋本恭子） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

青葉香るころとなってまいりましたが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに平成26年第2回太子町議会臨時会（第449回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことに御同慶にたえません。

本日招集されました臨時会に付議されます案件は、専決処分の承認議案等であり、また議会組織の改選が予定されております。何とぞ議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議をお願い申し上げます、まことに簡単措辞ではございますが、開会の挨拶といたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（北川嘉明） おはようございます。

平成26年第2回太子町議会臨時会（第449回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

新緑もひときわ鮮やかに感じられるころとなり、その青葉を渡る風がすがすがしく感じられる季節となりましたが、議員各位におかれましては公私とも御多忙のところ、御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

平素は町政各般の伸展に御理解、御協力を賜っていますこと、まことに御同慶にたえない次第であります。

さて、本日の臨時会におきましては、予算の承認案件2件につきまして御審議をお願い申し上げます。提出させていただきました案件の内容等につきましては、後

ほど説明させていただきますので、何とぞ慎重なる御審議を賜り、御承認いただけますようお願い申し上げます、まことに簡単ではございますが、臨時町議会の開会に当たり御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

(開会 午前10時01分)

○議長(橋本恭子) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第2回太子町議会臨時会(第449回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(橋本恭子) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、平田孝義議員、吉田日出夫議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(橋本恭子) 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長(橋本恭子) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案2件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の

2の規定に基づき、平成25年度2月分及び3月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本臨時会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長(橋本恭子) 日程第4、総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を議題とします。

本案について、総務常務委員会の所管事務調査の中間報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 おはようございます。

お手元に所管事務調査報告書をお配りしておりますので、これをもとに御報告いたします。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第47条の規定により下記のとおり報告します。

記。1、調査事件名。住民の参画と協働・情報公開の具体的あり方について。

2、調査年月日。平成25年5月16日(木)から平成26年3月12日(水)の間で計10回。

3、調査の経過及び意見。住民の参画と協働・情報公開の具体的あり方が自治基本条例の制定によりどのように変わったかを調査するため、相生市、宍粟市、箕面市の自治基本条例を全委員が調査し意見を出し合った。平成26年1月には、自治基本条例を制定後、既に2回の見直しを行っている先進地である伊丹市を委員会として視察し、調査を行った。これまでの取り組みに対し、以下のとおり中間報告を行う。

相生市、宍粟市、箕面市に共通する点。

①各市とも、参画と協働の推進のために、市と市民間の情報の共有を定めており、市民が主体のまちづくりを進めるために情報を提供しようとしている。

②市民の意見を反映させるため、積極的な公募委員の活用やパブリックコメント等の実施により市と市民の協働を進めようとしている。

伊丹市視察に見る自治基本条例が住民の参画と協働・情報公開に与えるよい点。

①市の組織として、住民の参画と協働・情報公開を推進する部署（まちづくり室）を設けている。

②自治基本条例をまちづくりの基本にしたまちづくりをしており、常日ごろから市民を市の施策に参加させ、市民の参画と協働によるまちづくりを推進している。

③市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況について、定期的に再検討、見直しの規定を設けている。

④市民会議の議論は行政が誘導せず、市民の意見を尊重して運営している。

⑤公募型協働事業提案制度を創設し、市民が主体となったまちづくりの実現に取り組んでいる。

⑥市民に情報を提供するための具体的施策（ハード面イコール伊丹市立市民まちづくりプラザ、ソフト面イコールNPO法人、ボランティア団体、自治会、社会福祉協議会などへの活動支援と連携）を行っている。

⑦市民意見表明制度（パブリックコメント）を1つのテーマについて1回で終わらせず、フィードバックさせるシステムをとっている。

⑧「熟議」（異なる立場や考え方をお互いに理解し合いながら、対話を重ね合意に向けて努力を積み重ねることを重ね、市民の参画と協働を進めるために、情報の共有と学習の機会が必要であるという姿勢で取り組んでおり、情報を積極的に市民に提供しようとする姿勢である。

次年度の総務常任委員会は、ホームページ及び自治基本条例が住民の参画と協働・情報公開にどのような役割を果たすか、引き続き調査することを希望する。

以上です。

○議長（橋本恭子） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

~~~~~

#### 日程第5 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

#### 日程第6 経済建設常任委員会の所管事務調査報告

○議長（橋本恭子） 日程第5、経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告から日程第6、経済建設常任委員会の所管事務調査報告までを一括議題とします。

お諮りします。

経済建設常任委員会の所管事務調査の中間報告及び終了報告を求めたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。経済建設常任委員会の所管事務調査の中間報告及び終了報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長中藪清志議員。

○中藪清志議員 おはようございます。

経済建設常任委員会の所管事務調査報告を行いたいと思います。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第47条の規定により下記のとおり報告します。

調査事件。太子町前処理場の将来像について。

調査年月日。平成25年5月14日火曜日から平成26年4月11日金曜日までの計4回。

調査の経過及び意見。太子町前処理場の将来像について。

1、調査の目的。一般会計からの繰入金に依存している前処理場事業の今後のあり方を調査することとした。

調査の経緯。

調査した事項。前処理場における現状施設の稼働状況についての説明を受けた。経費削減のため稼働させていない施設があることなど、老朽施設に対し創意工夫していることが確認できたが、施設の修繕に係る経費や年間の維持管理経費を考えると、まだまだ経費削減の効果は薄い。さらなる経費削減策はどの質疑に、過去さまざまな方法を研究したが結果に結びついていない。新たな方法として生污泥搬送計画がある。兵庫西流域下水污泥処理事業推進協議会において、3カ所の候補地のうち、諸条件をクリアできれば生污泥の受け入れが可能であることから、コンサルタントに委託し調査中である。生污泥搬送が可能となれば、年間約1,000万円の経費削減と10億円を超える施設更新費用が不要となる見込みであると説明を受けた。

また、平成26年3月28日の会議で、兵庫西スラッジセンターで管理を行っている送泥ポンプ棟などでの受け入れ等、より効果的な方策について検討を深め、その内容を平成28年3月を期限に行われる揖保川流域下水道事業計画の見直しの中へ反映させていくという回答だったと説明を受けた。

委員会の結論。運転管理委託料や光熱水費等の経費削減に一層の努力が必要である。改選後の委員会においても、継続して生污泥搬送の進捗状況と経費削減の確認を行っていただきたい。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

調査事件。1、農地の有効活用。2、水道事業の健全化について。

調査年月日。1、平成24年5月15日火曜日から平成26年4月11日金曜日まで計18回。2、平成24年5月15日火曜日から平成26年4月11日金曜日までの計12回。

調査の経過及び意見。1、農地の有効活用。

調査の目的。太子町の農業は、核家族化や高齢化が進み、後継者不足により休耕田の増加が見込まれることから、テーマを休耕田に絞り、現状の把握と問題点について調査することとした。

2、調査の経緯。

当局からの説明。太子町では、町内で約48%の田において水稻をつくることができる。水稻をつくることができない約52%の休耕田の活用法として、1、農業者戸別所得補償制度の対象となる作物をつくり産地資金等交付請求するように指導している。また、補助対象となる新たな作物の調査をしている。

2、土地所有者が耕作できない場合また近隣で耕作を任せる人がいない場合は、農地バンクへの登録を行ってもらい、耕作したい人に情報を提供し利用権設定による耕作を促進している。

3、農区へ営農組合の設立等を促進している。

調査した事項。町内の休耕田を視察し、現状の把握に努めた。

たつの市の取り組み状況、農林水産省ホームページ掲載の「耕作放棄地解消マニュアル」により、全国的に耕作放棄地を解消した事例等を調査し、太子町でも取り入れられる制度がないか検討を行った。

委員で水稻を作付し、年間における収益、支出を計算した。

各委員の意見。農家の9割以上は、平均耕作面積が40アール以下の小規模な兼業農家であり、農業従事者数は、少子・高齢化に伴い減少の一途をたどっている。

委員が実際に無農薬で水稻を作付した結果、食に対する安全は確保できるが、小規模の耕作面積では、農機具、苗代、農薬代等の経費を考えると人件費まで捻出できない。

太子ふれあい農業塾や農地バンク制度を活用し農業未経験者に就農を奨励しているが、もっと周知が必要である。

地域によっては営農組合を立ち上げているが、経営の安定化には交付金による財政支援が必要である。

一部の農地では、手入れ不足により土壌の悪化や耕作放棄地となり、景観が悪化している。

委員会の結論。都市部から週末に耕作に求められるような新しいライフスタイルの提案として、交通の便のよさを生かし、町外、県内からの参加者を募り、空き家とセットで農地を貸し出す貸農園やそれを利用した地域住民による農業教室など、空き家対策も絡めた新しいコミュニティづくりが必要である。

農地の集約や圃場整備による大区画化を進め、大規模経営を行える環境整備が必要である。

現状での取り組みは維持しつつ、個人、営農組合への補助制度を調査研究に努めるよう、研究会なども農家を交え開催を検討する必要がある。

## 2、水道事業の健全化について。

1、調査目的。重要なライフラインである水道事業において、水の安全性、施設等の維持管理経費、水道料金のあり方等の現状把握と問題点について調査することとした。

調査の経緯。

調査した事項。県の施設である神谷ダム、船津浄水場と、約7億5,000万円の経費を要した立岡山北配水池の視察を行い、県水の利用状況、太子町の水道施設の更新情報等の現状の把握に努めた。

太子町では、地下水のくみ上げと県水購入の2つの方式をとっている。水道水を1立米当たり90～100円で売っているのに対して、県水は145円と高価なので、経費を削減するために地下水の利用だけに絞ることはできないか。また、逆に県水だけに切りかえ、経費を削減する方法は考えられないかとの質疑に、県水は責任水量があるので購入しなければならない。県水購入より地下水を給水するほうが安価であるため、現状の料金が保てているという回答であった。

また、水道事業の現状、分析、施設管路の機能評価、今後10年間の見通し（事業計画）である太子町水道ビジョンが策定されることに対し、内容の説明を受け検討を行った。

技術職員の育成や使用水量の減少による施設のあり方等が懸念される。

今後も、太子町水道ビジョン及び太子町中期経営計画をもとに検討は必要と考える。

委員会の結論。安心・安全に配慮し、太子町水道ビジョン及び太子町中期経営計画に基づき、老朽化した管路や施設への更新の検討、使用水量が減少する中、将来を見据え、さらなる経費削減に努め、広域化についても研究をする必要がある。また、資産運用の研究、新しい公営企業会計に精通した人材の育成にも力を入れ、水道料金を安易に値上げすることのないようさらなる努力が必要である。

以上です。

○議長（橋本恭子） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

次に、委員長の最終報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第7 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告

○議長（橋本恭子） 日程第7、福祉文教常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について、福祉文教常任委員会の所管

事務調査の最終報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長森田眞一議員。

○森田眞一議員 所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

調査事件名。子ども子育て支援事業計画について。

調査年月日。平成25年5月15日水曜から平成26年4月9日水曜までの間で計12回。

調査の経過及び意見。町が平成26年度末をめどに策定を進める子ども・子育て支援事業計画に対して、福祉文教常任委員会として平成25年5月より課題研究に取り組んできた。

調査研究の中で、従前の幼稚園、保育所（園）に加え、最近新しく制度化された認定こども園について、朝来市立山口こども園の視察を行い、認定こども園設置に至った経緯及び運営状況について調査を行った。また、子ども・子育て支援新制度について当局の説明を受け、研究を行った。

調査した課題について、「子ども・子育て支援法」等の子ども・子育て関連3法に基づく事業内容並びに当町の子ども・子育て支援関連事業の現状に照らし、以下のとおり報告する。

①、幼児期の学校教育・保育の総合的な影響について。

(1)太子町の保育所（園）の現状は、調査時点である平成24年度の町内4保育所（園）の定員数合計は360名で、申込者は492名であった。そのうち、入所審査の結果、条件に合わない者を差し引いた160名が町外の保育所（園）に入所しているため、待機児童はゼロである。しかし、町内の保育所（園）に入園を希望しながら、受け入れ定員の関係でやむなく町外や自宅から距離のある保育所（園）に通園する状態にあるもの、あるいは保護者の就労形態の関係で入園を諦めているのが現状である。

提言。早急に実態を調査し、保育を必要とする者全員が希望する保育所（園）に入園できるよう受け入れ体制の整備を図るととも

に、幼稚園と保育所（園）の機能をあわせ持つ認定こども園制度導入についても、将来の人口の推移や幼稚園舎の老朽化、国県の動静等をよく勘案して検討を行うこと。

(2)幼児期に対する教育、保育事業が教育委員会部局と町長部局にまたがることから、両者の意思疎通が十分にできにくいところが見受けられる。

提言。部局を超えて子ども・子育て支援を推進するため、新たな部署の設置について検討を行うこと。

②地域の子ども・子育て支援の充実について。

(1)放課後児童健全育成事業（学童保育園）は、共稼ぎ家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適度な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的に開設している。現在、当町では小学3年生（長期休業期のみ4年生）までを対象に受け入れている。平成25年度の利用状況は、斑鳩52人、石海83人、太田127人、龍田15人の合計227人である。しかし、親の就労形態の多様化や子供を取り巻く環境の変化により、学童保育園への受け入れ年齢の拡大が求められている。

提言。子供の安全・安心な放課後生活を考慮して、受け入れを6年生まで拡大すること（平成27年4月に児童福祉法改正見込みにより小学校6年生まで利用対象が拡大）、また家庭の子育て力を補う機会として、保育指導員に教員OBの活用を図り、学校との連携強化と生活指導の充実を行うこと。

(2)放課後子ども教室（あそびっ子教室）推進事業は、放課後に全ての子供を対象として、安全・安心な子供の居場所を設け、地域の人の参画を得て勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流を推進するものである。平成25年度は子供315人が登録、コーディネーター2人とボランティア21人で、公民館を中心に月2回の活動を行っている。

提言。放課後子ども教室（あそびっ子教室）推進事業が放課後各小学校において開設

されれば、より多くの子供が参加することができ、放課後の子供の安全や健やかな活動場所を確保するといえることができるため、放課後に実施できる体制を整えること。

(3) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター事業）は、子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人が登録し、会員相互間で育児等の援助を行う事業であり、この制度が確立されれば、保育施設の送迎、放課後の預かり、外出時の預かり、保護者の病気や冠婚葬祭等の急用時の預かり等に利用でき、安心して子育てができる。現在の保育所（園）や幼稚園の一時預かり事業だけでは、保護者のニーズに応えられていないところがある。

提言。ファミリー・サポートセンター事業を幼稚園、保育所（園）の一時預かり事業の補完的機能を持った制度として確立させること。

(4) 保育所（園）における時間外保育の終了時間の延長について。多様な就労形態により、子供を迎えに行くのに現行の終了時間の延長が18時では厳しいものがある。

提言。終了時間を延長することで、安心して保育所（園）を利用することができる。時間外保育の終了時間を19時まで延長すること。

③その他について。

(1) 当町の年少人口比率は県内でもトップクラスであり、町の将来に希望と明るさを与えている。このような中で、子供を持つ親が一番に願うのは子供の健康である。経済的負担を気遣うことなく安心して医者にかかれるよう、義務教育期間の通院医療費の無料化は、子育て支援として多くの親が願うところである。

提言。中学3年生までの通院医療費の無料化をすること。

(2) 遊びや高齢者等、異年齢者との交流は、子供たちの健全な育成にとって欠かすことのできないものである。しかし、近年の当町の道路や住宅事情など子供たちを取り巻く

環境は、子供たちがそうした機会を得ることを難しくしている。それを補う場として、公園の果たす役割は大きなものがある。

当町の都市公園は8カ所あるものの、その多くは子供人口の多い地域から遠くにあり、子供だけの利用は難しい状況にある。

提言。子供たちが徒歩で行ける身近な地域に、安全にボール遊びをしたり親が安心して見守ることができる中規模程度の公園を整備すること。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（橋本恭子） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第8 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号））

○議長（橋本恭子） 日程第8、承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて（平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案件は、平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）であります。議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分させていただきました。

今回の補正予算は、3月24日に県議会議員の辞職に伴い、4月18日告示、4月27日選挙期日の日程で兵庫県議会議員補欠選挙が執行されました。選挙準備を進める上で迅速な予算執行が必要なため、選挙執行費の補正及び

同選挙執行事務事業の繰越明許費の設定を行ったものであります。

県より平成25年度予算として委託金の歳入があったので、同額の歳出予算を計上いたしましたが、年度内での支出の見込みがなかったため、全額を繰り越したものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ93億2,283万9,000円としたものであります。歳入予算の補正内容については、県支出金、総務費委託金の追加であります。

次に、歳出予算の補正内容につきましては、総務費、兵庫県議会議員補欠選挙費の追加であり、ポスター掲示板借料等の選挙執行準備経費を計上したものでございます。

よろしく御審議を賜り、原案どおり承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

**○議長（橋本恭子）** 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

**○井川芳昭議員** とりあえずわかり切ったことを聞いていきますが、総務部長、わかり切ったことを聞いてとっても笑わんといてね、きょうから。それだけお願いしときます。

歳出でいろいろと、ポスター掲示板設置場所提供謝礼金4万6,000円、これについての場所の謝礼ということで、それぞれ場所がどこだったのかということと。

それから、印刷製本費。これも済んでしまっていることですからわかるかと思うんですが、どこに何枚発注しているのかということ。

それと、ポスター掲示板賃借料。これが何カ所あって、それぞれどこにどれぐらい支払うのかということがわかればお答え願いますか。

**○議長（橋本恭子）** 総務部長。

**○総務部長（堀 恭一）** まず最初に、ポスター掲示板の設置場所の謝礼でございますけ

れども、これについては、66カ所のポスター掲示板の中のうちの民地等に設置させていただいております23カ所でございます。2,000円の商品券をお礼としてお配りさせていただいております。

続きまして、印刷製本費につきましては、入場券とまた選挙の投票所等のチラシをつくっております。柳生印刷所に印刷をお願いしております。枚数につきましては、入場券については3万1,000枚、チラシについては1万3,500枚でございます。

次に、ポスター掲示板の賃借料でございますけれど、これにつきましては、第一安全工業株式会社のほうにお願いしております。アルミの複合板で、過去の実績、また安価ということ。

また、今回の選挙につきましては、突然の辞職に伴う緊急の補欠選挙でございますので、通常なら3社で見積もりをとってするところですが、今回につきましては前回発注したところをお願いしております。

以上でございます。

**○議長（橋本恭子）** ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

**○井川芳昭議員** 専決ということで、時間がなかったといったこともわかります。特に反対してどうのこうのと言うつもりはございませんけども。

印刷製本費についても、いつも柳生印刷。特段時間がなくても、いつも柳生印刷の形になっている。こういうことも柳生印刷しか変わらへんのかな、これ。いつも答弁では版代が高いからとか、いろんなことを言うけど。

いつも言っていますけど、太子町の中には印刷業者がいろいろあろうかと思えます。だけど、こういうことについても変わらない。時間がなかったから。時間があっても変わらない。これについてはどうですか。

**○議長（橋本恭子）** 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 入場券につきましては、その後コンピューター処理で印字をかけるので、相当精度の高い印刷が求められます。それと、印刷の原版ですけれども、それがあることによって非常に安価になるというようなことで。今後いろんなチラシ等もございまして、それについては他の業者の方もどのような形でできるか検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 何回もあれですけども、版代が高いとか安いとかいつも言いますが、これについての版代はどれくらいかかるかというのとはわかってますか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 版代の具体的な値段は、今現在私どもは持っておりませんが、確かにはがきで小さい中に印刷しますので、最初は相当な初期投資がかかると思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

~~~~~

日程第9 承認第2号 専決処分したものに
つき承認を求めることに

ついて（平成26年度兵庫県
太子町一般会計補正予算（第
1号））

○議長（橋本恭子） 日程第9、承認第2号
専決処分したものにつき承認を求めること
について（平成26年度兵庫県太子町一般会計補
正予算（第1号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 承認第2号専決処分し
たものにつき承認を求めることについて説明
を申し上げます。

本案件は、平成26年度兵庫県太子町一般会
計補正予算（第1号）であります。議会を招
集する時間的余裕がなかったため、専決処分
させていただきました。

今回の補正予算は、先に御説明いたしまし
た兵庫県議会議員補欠選挙に伴い、選挙準備
を進める上で迅速な予算執行が必要なため、
平成25年度に計上した額を除いて平成26年度
分として選挙事務執行費を計上したものでご
ざいます。

その内容は、歳入歳出予算の総額にそれぞ
れ724万1,000円を追加し、総額を歳入歳出そ
れぞれ120億9,638万6,000円としたものであ
ります。歳入予算の補正内容については、県
支出金、総務費委託金の追加であります。

次に、歳出予算の補正内容につきまして
は、総務費、兵庫県議会議員補欠選挙費の追
加であり、投票管理者等報酬、事務従事者手
当、入場券等郵送料、その他選挙執行事務経
費を計上したものでございます。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり承認
いただきますようお願い申し上げます、提案説明
とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終
りました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについても、いろいろ
と質問してまいりますが、選挙ということ

で、この辺についても専決で時間がなかったということではありますが。たまたまこういった選挙の予算ですから、話をしておきますけれども。

私も選挙、結構期日前投票を多く利用させてもらうことがあって、このたびも行かせていただきました。住民の方からも聞き及んだこともありながら話をしますけれども。

投票管理者、立会人報酬、この投票管理者27名ほど、期日前投票にもおられると思いますが、私が行ったときに、たしかいつも6名おらなあかんわけやね、投票管理者を含めて。職員の方、住所確認が2人、券を出す人1名、選挙を見ている人が端っこに2名。多分真ん中に椅子があったんで、投票管理者がおらへんかったと思います。投票管理者は誰がしよんやろと思って、期日前投票。

要するに上がっとうけど、期日前投票に投票管理者の件費が上がるんやけど、おらへんやんかと、誰がやりよるんやというのが1つ。

それと、この下の投票管理者。これもどういう人間がしてやるのかもようわからへん。開票管理者、投票管理者とかあるんやけど。開票管理者に関してはわかるんやけど、投票管理者。期日前投票にしてもそうやけど、立会人とかいろいろ載っとうけど、いつも同じ人がおってんかな。

聞き及んだ話によると、時間がなかったんかどうかわからへんけど、募集の仕方もいろいろあるわね、広報でこういう人らを募集すると。今回はどないしたんかということ。

このたびは、職員の父親か母親かどっちかがおってんちゃうのかなという方もおったし、下手したら職員の子供さんがおったという話も聞いたし。こんな雇い方をしとるんかな。広くオープンに公募しとるん違うんかなと思うんやけど。何で職員の子供さんがやるとか、職員の友達がやるとるんかどうか知らんけど、そういった近いところで、そら、人を集めやすいんかもわからへん。そういう雇い方は違うんちゃうんかなと。

そこそこ日当もええんかどうかわからへんけども、それやったらそれで、もっと雇い方。もっともっと税金を払いにくい方に、こんなお仕事ありますけれどもどうですかとかというお知らせもあるんかなと。何の心配もない人にそういった仕事が右から左に回るんかなということも不思議なんやけど。この辺の雇い方を説明してもらいたいんやけど。

それと、その下の選挙事務従事者手当。これは職員手当やから、多分町の職員の手当やと思うけど。これも日々の仕事の件費がある中で、休みの日に出てやるんやったらわかるんやけど、どんな従事者なん。有給でも何でもないので、普通に出勤してきて選挙の仕事をしたらプラス——仮に1日の仕事が3万円やったら、これでプラス2万円で1日5万円になるん。二重取り違うん、これやったら。この辺の内容の説明。これどないして積算しとるんやろうか、人数何人とあるんやったら出して。あるんやろ、これ。こっだけ予算組んでんやから。

それと、この下の選挙事務従事者賃金。これについては人数15名とちゃんと出とう。これは多分嘱託かなんかで雇うた、それこそ広報か何かで雇うた人数やと思う。これたった36万円、えっ、36万円やろ、これ。こっちが36万円やけど上は220万円。こんなにかかるん、職員がしたら。それやったら、嘱託の人にもっと回してしたほうがええんちゃうん。この従事の仕事の内容がわからへん、どっだけ難しい仕事をしとるんかどうか。

だから、上のやつとこの下の事務従事者の説明、賃金を15名で割ってそれでええんかどうか。

それと、この下の食料費。細かい話になるけど、弁当が出とんが細か過ぎるんかもわからんけど。

たつので聞いたら弁当なんか出てまへんと。たつのでこんな投票の、選挙する人の立会人がどうか、投票所に弁当なんか出してませんでという話をちらっと聞いた。確認はしてないけど多分出てないんちゃうかな。これ

はええとしよう。

下の印刷製本費。これもどこに発注したんかどうか。

その下の役務費の警備員配置。どこの警備会社で、何人、何日したん。

下のポスター掲示板設置、撤去等委託料42万9,000円。これも大体わかつうけど、あえて違うところを探したんか、いやいやいつものとおりの時間がなかったから、あろうがなかろうが一緒なんやけど、どこにしたんかという説明と。

その一番下の備品購入費。この選挙機器購入費2万9,000円を何に使ったのか、何を買ったのかという説明がちゃんとできるのであれば説明していただけますか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） まず最初に、期日前投票の投票管理者でございますけども、これにつきましては、職員でやっております。職員が投票所に出向いて期日前投票の管理者をやっております。したがって、期日前投票管理者につきましては、報酬は休みの日の分しか出ておりません。

それと、管理者立会人等の選考方法ですけれども、これにつきましても、今回短期間でございましたけど、ホームページ等で応募をした方を優先に選考しております。ただし、人数に満たませんでしたので、これまでに選挙事務で御協力いただいた方にお電話をさせていただいて、立会人等をお願いした経緯がございます。また、当日の管理者につきましては、自治会等にもお願いしております。そうした形で、必要人数、管理者1名と投票立会人2名を確保して選挙を執行しております。

それと、手当の関係ですけれども、選挙事務従事者手当は、あくまでも休日、時間外の分しかもちろん支払いはしておりません。先ほど言われました二重取りというようなことはまるっきりございません。それぞれ時間単価でもって支払いをしております。

それと、アルバイト等の賃金の格差ですけ

れども、これにつきましては、嘱託職員と職員の間では同じ金額で支給しております。それと、アルバイトさんについては、本当に単純な事務をやっていただきますので、時間当たりそれよりは安くしております。

それと、これは予算でございますので、選挙事務従事者賃金15名としておりますが、あくまでも計上上の人数でございます、15名も今回は雇っておりません。以上です。

それと、食糧費、弁当代につきましては、これは持ち場から離れることができませんので、これは従前からお弁当を支給しているところでございます。

たつの市の例につきましては、また調べておきます。

印刷製本費につきましては、これは25年度の専決予算と26年度の専決予算一体となって執行しておりますので、先ほどの入場券の残部分、いわゆる支払いが足りなかった分をこちらのほうで支払いしております。したがって、封筒等は今現在印刷をしていないと思います。

それと、次の手数料ですけれども、これにつきましては4社で見積もりをさせていただいて、神姫警備保障株式会社のほうでお願いしております。

それと、ポスター掲示板設置・撤去等委託料につきましては、御承知のとおり、これも緊急を要します。また、掲示板の設置場所を非常に熟知し、また地権者ともその辺の意思疎通ができております森興業（株）さんをお願いしまして、今回も実施しております。

それと最後に、選挙機器等の購入費、いわゆる開扉台を1台購入する予定でございましたけれども、調べてみましたらまだ十分使えるということで、今回計上上の予算でございまして、購入はしない、執行はしないということで予算を残したいと思います。

なお、これにつきましては、当然執行経費の積算を行いまして、必要な部分のみ県の委託料として県から入ってきまして、それで余りました分については県に返還するという形

をとっております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほどの選挙事務従事者の職員のことやけど、二重取りはないと。当然そんなやろうけど、ありませとは言わへんやろうけど。何名で220万円程度、時間給に合わせたらどれだけちゃうんかなと。この囑託の人らとどんだけかわってくるんやろ。多分同じことをしようこともあるんやろうけど、こんだけのことで何か違いがあるんかなということもあって、聞きよるんやけど。

それと、弁当のことはいいんですけど。

投票管理者。先ほど話あったんけど、おらへんかった。投票管理はおらなあかんの違うん。俺が行ったときだけいつも便所行っとなかな。これ不思議なんやね。

それで、先ほど言いよった職員さんの親がかようなところに——どんな雇い方しとるんかわからんで、その辺があるかないか。職員の子供さんが来とんかどうか、こんな調べたらわかるんやろうけど、その辺を含めての確認も。

おらへんかったから、そこに頼むんかい、家内制工業とちゃいませという話。もっと広く、おらへんかったら、ちょっとでも税金の支払いの悪い方にあっせんしていくとか、そんなことがあってもええん違うんかなと思う。かたや税金払え払えと言うて、仕事はやりまへんで、私ら囲い込みませみたいな話になってないか。その辺がちょっと俺ようわからへん。片一方で税金は支払え、ええ仕事はありませというのは言わへん。自分のところで囲うとるん、どっかで聞いた話やな。

それと、投票のことについても、以前ちらっと町民の方から伝え聞いた話によると、前回の衆議院選挙か何かで投票券をもらわへんかったという人がおる。そんな話、俺一切報告なかったなど。そんなことが今まであったんちゃうの。多分いつも同じような人に頼ん

で、職員さんの身内の方に頼むというたら、仕事がちちゃんと見てないかできひんのか知らんけど、そんなことも忘れてまうんやろなという気がしてならんやけど。

今回を含めて、今までそんなうまいこと、複数の投票があったんやろ、どう思う。あの赤い紙かな、それをうっかり忘れとったんちゃうん。そんな話なかったら聞こえてこうへんけどな。俺も初めて聞いたけど、そんな話は。一回もそんな報告なかったけど。

今回も含めて、そんなことがあったんかなかったんか。選挙のことだけやから、私また予算、決算でも聞いてもええんやけど。たまたまこの議題だけやからこんな話しますけど、それを答えてください。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） まず、先ほどの人選の問題ですけども、これにつきましては、あくまでもこれまでの選挙にホームページまた広報等により応募をいただいた方に、今回人数分が足りないのをお願いしてみようということで、その日都合があいている方にお願いしたものであって、何も特定に狙い撃ちをして個人的にお願いしたというようなことではございません。したがって、先ほどおっしゃいましたけれども、全ての方平等にホームページまた広報等を見ていただいて、応募していただければ投票立会人になっていただけるという要件がございますので、もちろん若干の審査はございますけれども、そういう形でお願いしておりますので、どうぞ議員さん方も広くPRをしていただきたいと思います。

それと、入場券の件につきましては、確かに届かないというような報告もあります。それにつきましては、郵便局と十分連絡を密にして、配達してもなかなかそこにいらっやらないとかというようなことがあってなっているものだと思います。また、郵便局とも十分調査しながら、ほとんど配付できるようにお願いしていきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 部長、もう一つ。従事者が何名かわかるかなという。

○総務部長（堀 恭一） 済みません。

それと、従事者の数なんですけれども、期日前投票は37名、当日の投票事務につきましては53名、開票事務については135名。

なお、単価につきましては、職員につきましては時間当たりの単価が1,760円、簡単な業務をしていただくアルバイトの方につきましては1,000円ということで単価設定をしております。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

~~~~~

日程第10 請願第6号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める請願

○議長（橋本恭子） 日程第10、請願第6号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める請願を議題とします。

上程中の請願につきましては、所管の経済建設常任委員会に付託して休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長中藪清志議員。

○中藪清志議員 請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下

記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

審査した事件。受理番号、請願第6号。付託年月日、平成26年3月4日。件名、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める請願。審査結果、採択すべきもの。措置、意見書の提出。

審査年月日。平成26年3月11日火曜日午前9時半から午後3時4分。平成26年4月11日金曜日午前10時から午後0時25分。

審査経過及び結果。

審査経過。参考人として、連合兵庫の辰巳副事務局長に出席を求め請願の趣旨説明を聞いた後、各委員に意見を求めた。

件名の改悪反対の「改悪」という文言に違和感を覚える委員が多くいた。連合の考えとして正社員を増やすことが目的だと思うが、既に正社員を増やす流れや労働法整備についても担当大臣が前向きな答弁を行っている。労働政策審議会の分科会に労働者の代表が入って議論されていると、採択に反対する意見が出された。

働く人の中でどれくらいの人がこの問題に関係あるのか。生涯派遣で低賃金で働く仕組みづくりの導入や残業代ゼロ制度の導入による収入の低下、労働時間の管理体制の悪化のおそれ、解雇の金銭解決制度や地域限定社員制度による解雇しやすい正社員の増加のおそれを考えると、労使双方の事前協議を十分にを行い、企業も人も持続的な成長ができ、労働者が安心して働ける労働法制の整備をするべきである。

また、全てに対して反対するものではなく、非正規労働者が正規で雇用される機会が増えるなど、メリットも認めた上でルールづくりを求めていることから、賛成するとの意見が出された。

審査結果は、全員賛成で採択すべきものと決した。

3、措置事項として意見書を提出する。

以上です。

○議長（橋本恭子） 以上で委員長の報告は

終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 討論なしと認めます。

これから請願第6号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(橋本恭子) 挙手全員です。したがって、請願第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時01分)

○議長(橋本恭子) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま持続的成長につながる安心して働くことのできる労働法制の整備を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと申します。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。したがって、持続的成長につながる安心して働くことのできる労働法制の整備を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 意見書案第1号 持続的成長につながる安心して働くことのできる労働法制の整備を求める意見書の提出について

○議長(橋本恭子) 追加日程第1、意見書案第1号持続的成長につながる安心して働くことのできる労働法制の整備を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して中藪清志議員。

○中藪清志議員 持続的成長につながる安心して働くことのできる労働法制の整備を求める意見書について説明させていただきます。

内容としまして、請願で上がっておりました件名の改悪反対の「改悪」という文言に違和感を覚え、景気の状況や労働法制の整備への政府の対応、会議のあり方を見ると、反対の意見もありましたが、低賃金での労働や安定しない雇用制度の懸念もあり、労使双方の事前協議を十分に行い、企業も人も持続的な成長ができ、労働者が安心して働ける労働法制の整備を求めるべきということから意見書を提出いたします。

以上です。

持続的成長につながる安心して働くことのできる労働法制の整備を求める意見書案。

平成25年12月現在、我が国の雇用者数は5,583万人であり、働く者のうち約9割が雇用関係にある。2月の例月経済報告によると、「景気は緩やかに回復」し、「雇用情勢は着実に改善している」とされた。完全失業者数も43カ月連続で減少しており、経済成長とともに雇用の拡大傾向が見られる。

平成24年度の経済財政白書で示されているように、人口減少局面においても持続的成長の実現を目指す上で、「雇用・人材」は戦略基盤の一つである。

現在、労働法制については、労使それぞれの立場から意見を踏まえ、労働者派遣法の改正や限定正社員制度など雇用形態のあり方に関するさまざまな課題が議論されているが、持続的成長には生産性の向上が不可欠であり、そのためには労働者が個々の能力を発揮して、安心して働くことのできる安定した労働環境づくりが求められる。

よって、国におかれては、雇用形態のあり

方に関する労使双方の意見を十分に踏まえ、持続的成長につながる安心して働くことのできる労働法制を整備されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年5月9日。

衆議院議長伊吹文明様、参議院議長山崎正昭様、内閣総理大臣安倍晋三様、内閣官房長官菅義偉様、総務大臣新藤義孝様、厚生労働大臣田村憲久様。

以上です。

○議長（橋本恭子） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長に御一任いただきしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時06分）

（再開 午前11時06分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

ただいま井村淳子副議長から、議会申し合わせにより、副議長の職を辞任したい旨、辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第2 副議長辞職の件

○議長（橋本恭子） 追加日程第2、副議長辞職の件を議題とします。

お諮りします。

井村淳子議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。

したがって、井村淳子議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時07分）

（再開 午前11時07分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の辞職を許可された井村淳子議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

井村淳子議員、演壇へどうぞ。

○井村淳子議員 失礼いたします。

副議長の辞任に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

昨年5月の臨時議会におきまして、皆様方の御推挙によりまして副議長の要職を拝命し、この1年間副議長として橋本議長を支え、また皆様方の御協力をいただきまして議会運営に一生懸命務めさせていただきましたことを、この場をおかりしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

今後は、議員として町政発展のため、住民福祉のため、精いっぱい頑張る所存でございます。これまでの皆様方の御支援、御協力を

心から感謝申し上げます、甚だ簡単ではございますが、副議長辞任の御挨拶とさせていただきます。この1年間本当にありがとうございました。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員の挨拶は終わりました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第3 副議長の選挙

○議長（橋本恭子） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に中井政喜議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました中井政喜議員を副議長の当選人に定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました中井政喜議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました中井政喜議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

中井政喜副議長、御挨拶をお願いします。演壇へどうぞ。

○副議長（中井政喜） 失礼します。

このたび太子町議会議員の皆様方の御推挙により副議長を拝命し、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

さて、太子町は、新庁舎建設工事を平成27年9月の開庁に向けて進めています。長年の太子町住民の願いである新庁舎は、行政機能、議会機能を初め、防災拠点また住民の交流機能を有しております。町民はこの新庁舎を期待しています。しかし、一方で本町の財政状況は今もなお厳しい状況であります。

地方分権時代を迎えている今日、太子町議会においては、今後も変化が推測される社会情勢を見据えつつ、私自身研さんを深め、議会活性化に向けて最善の努力をしてみたいです。

もとより私は、まだまだ微力ではございますが、議長を支え、ともに使命感に誠心誠意努力をしてみたいです。皆様方の温かい御協力、御支援をお願いしまして、甚だ簡単ではございますが、副議長就任の挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（橋本恭子） 中井政喜副議長の挨拶は終わりました。

お諮りします。

副議長の選挙に伴い、議席の変更を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、議席の変更を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ち

に議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第4 議席の変更

○議長（橋本恭子） 追加日程第4、議席の変更を議題とします。

会議規則第4条第3項の規定により、議長において議席の変更を行います。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局長（岡田俊彦） それでは、読み上げます。

議席15番井村淳子議員を13番へ、議席13番中井政喜議員を15番へ。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ただいま朗読しましたとおり、議席の変更をいたします。

ただいま決定しました議席には、次の議会よりお着き願います。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時14分）

（再開 午前11時15分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第5 同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（橋本恭子） 追加日程第5、同意第2号監査委員の選任につき同意を求めること

についてを議題とします。

この際、地方自治法第117条の規定により、中島貞次議員の退場を求めます。

（中島貞次議員 退場）

○議長（橋本恭子） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

監査委員の選任について地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

このたびの監査委員の選任同意につきましては、議員の中から就任いただいております中井政喜監査委員より辞表が提出されたので、その後任を選任するものであります。

同意をお願いいたします方は、太子町福地587番地6に在住の中島貞次氏で、生年月日は昭和28年6月14日、満60歳でございます。

中島氏は人格高潔にして卓越した識見をお持ちであります。よろしく御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は、同意人事に関する案件ですので投票によるものではございますが、既に御相談いただいておりますので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

同意第2号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。
したがって、同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。
（休憩 午前11時18分）
（再開 午前11時19分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第11 常任委員会委員の選任

○議長（橋本恭子） 日程第11、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。  
したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議会事務局長（岡田俊彦） 敬称は省略させていただきます。

総務常任委員会委員に服部千秋、清原良典、井川芳昭、平田孝義、藤澤元之介、堀卓史、以上6名でございます。

福祉文教常任委員会委員に中井政喜、井村淳子、吉田日出夫、森田眞一、福井輝昭、首藤佳隆、以上6名でございます。

経済建設常任委員会委員に佐野芳彦、中島貞次、井川芳昭、吉田日出夫、藤澤元之介、中藪清志、以上6名でございます。

広報広聴常任委員会委員に、服部千秋、平田孝義、福井輝昭、首藤佳隆、中藪清志、以上5名でございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 次に、常任委員会の委員長及び副委員長の選任です。

常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっていますので、休

憩中に各委員会において互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。  
（休憩 午前11時21分）  
（再開 午前11時21分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、各常任委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、御報告申し上げます。

総務常任委員会委員長に平田孝義議員、副委員長に清原良典議員。福祉文教常任委員会委員長に首藤佳隆議員、副委員長に井村淳子議員。経済建設常任委員会委員長に中藪清志議員、副委員長に藤澤元之介議員。広報広聴常任委員会委員長に福井輝昭議員、副委員長に中藪清志議員。以上8名が委員会で互選されました。

以上で報告は終わります。

~~~~~

日程第12 議会運営委員会委員の選任

○議長（橋本恭子） 日程第12、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。
したがって、議会運営委員会委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議会事務局長（岡田俊彦） 敬称は略させていただきます。

議会運営委員会委員に中井政喜、佐野芳彦、井村淳子、清原良典、森田眞一、堀卓史、以上6名でございます。

○議長（橋本恭子） 次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任です。

議会運営委員会の委員長及び副委員長は、

委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午前11時23分)

(再開 午前11時23分)

○議長(橋本恭子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、御報告申し上げます。

委員長に佐野芳彦議員、副委員長に森田眞一議員が委員会で互選されました。

以上で報告は終わります。

この際、御報告申し上げます。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員井村淳子議員の辞任に伴い、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合規約の定めるところにより、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員を補充する必要がありますので、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6として直ちに選挙をしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。したがって、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6として直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第6 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙

○議長(橋本恭子) 追加日程第6、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に中井政喜議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました中井政喜議員を揖龍保健衛生施設事務組合議会議員当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました中井政喜議員が揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選されました。

ただいま揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選されました中井政喜議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

中井政喜議員。

○中井政喜議員 お受けいたします。

○議長(橋本恭子) この際、御報告申し上げます。

揖龍地区農業共済事務組合議会議員服部千秋議員の辞任に伴い、揖龍地区農業共済事務組合議会議員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合規約の定めるところにより、揖龍地区農業共済事務組合議会議員を補充する必要がありますので、揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として直ちに選挙をしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。したがって、揖龍地区農業共済事務組合議会

議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第7 揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙

○議長（橋本恭子） 追加日程第7、揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

揖龍地区農業共済事務組合議会議員に清原良典議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました清原良典議員を揖龍地区農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました清原良典議員が揖龍地区農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま揖龍地区農業共済事務組合議会議員に当選されました清原良典議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

清原良典議員。

○清原良典議員 お引き受けをいたします。

○議長（橋本恭子） この際、御報告申し上

げます。

西はりま消防組合議会議員清原良典議員の辞任に伴い、西はりま消防組合議会議員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合規約の定めるところにより、西はりま消防組合議会議員を補充する必要がありますので、西はりま消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として直ちに選挙をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、西はりま消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第8 西はりま消防組合議会議員の選挙

○議長（橋本恭子） 追加日程第8、西はりま消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

西はりま消防組合議会議員に中薮清志議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました中薮清志議員を西はりま消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。  
したがって、ただいま指名しました中菽清志議員が西はりま消防組合議会議員に当選されました。

ただいま西はりま消防組合議会議員に当選されました中菽清志議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

中菽清志議員。

○中菽清志議員 お受けいたします。

○議長(橋本恭子) ここで暫時休憩します。

(休憩 午前11時31分)

(再開 午前11時31分)

○議長(橋本恭子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。

常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

**追加日程第9 常任委員会等の閉会中の
所管事務調査及び活動に
ついて**

○議長(橋本恭子) 追加日程第9、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれの委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長からの申し出のとおり閉会

中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。
したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第2回太子町議会臨時会(第449回町議会)を閉会します。

(閉会 午前11時32分)

~~~~~

**議長挨拶**

○議長(橋本恭子) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位の格別の御精励を賜りまして、人事案件等滞りなく議了することができましたことは、町政のためまことに御同慶にたえません。ここに謹んで議員各位の御精励と御協力に対しまして、衷心より敬意と謝意をあらわす次第でございます。

しばらくすれば風清らかな初夏の時期となつてまいります。議員各位におかれましては、この上とも健康に御留意されまして、町政伸展のため一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長(北川嘉明) 平成26年第2回太子町議会臨時会(第449回町議会)を閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、承認案件2件、同意案件1件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切に御承認をいただきましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいる所存で

あります。

また、新しく選任されました副議長、監査委員、各常任委員等々の皆様方、今後ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

これからは日一日と暑さが増すころとなりますが、議員各位におかれましては、御健康に十分留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御協力と御理解を賜りますようお願いを申し上げ、臨時町議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 橋 本 恭 子

署名 議員 平 田 孝 義

署名 議員 吉 田 日 出 夫